

(別紙)

随意契約及び比較見積を省略する理由書

案件名：一級河川 神崎川 旧猪名川排水機場電気設備補修工事

旧猪名川排水機場および旧猪名川水門は、高潮・洪水・津波発生時に浸水や河川への逆流を防止するための防災施設であるとともに、西大阪地域における洪水対策としての重要な治水施設である。

旧猪名川排水機場電気室に設置されている電気設備は、排水機場および水門の安全で確実な運転を行う上で不可欠であり、機能維持を適正に行う必要がある。

本工事は、1階電気室に設置されているインバータ盤及び直流電源盤について、高い信頼性と安定した機器の運転を確保することを目的として経年劣化した内部基板等の取り替えを行うものである。

当該電気設備は、旧猪名川排水機場及び旧猪名川水門の設備構成にあわせて、独自に設計、製作されたものである。

従って、本工事の施工にあたっては、当該電気設備の詳細な設計資料等の技術情報を有し、かつその機能および構造に熟知していることが必要である。

以上のことから、当該設備の設計、製作、据付を実施した株式会社明電舎関西支社から保守点検・補修工事等メンテナンス部門を受け継いだ、株式会社明電エンジニアリング大阪営業所以外にその能力を有するものがないことから、同社より徴する見積価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結するものとする。なお同理由のとおり「特定の者でなければ履行できないもの」であることから大阪府財務規則運用第62条関係第2項第1号の規定により比較見積書の徴取を省略するものとする。